

協力型臨床研修病院の指定継続について

佐賀県健康福祉部医務課
医療人材政策室
令和7年6月12日

協力型臨床研修病院の指定継続について

協力型臨床研修病院の指定継続

【内容】

- ・多久市立病院・小城市民病院が統合し、令和7年7月1日より「公立佐賀中央病院（管理者：多久小城医療組合）」が開院予定。
- ・現状、多久市立病院・小城市民病院それぞれが佐賀大学・好生館の関連病院・施設となっている。
- ・開院後、公立佐賀中央病院は佐賀大学の協力型臨床研修病院、好生館の協力施設として初期臨床研修（地域医療）を予定している。

	多久市立病院	小城市民病院	公立佐賀中央病院
管理者	多久市	小城市	多久小城医療組合
施設情報	①協力型臨床研修病院 (佐賀大学) ②協力施設 (好生館)	協力施設 (佐賀大学)  統合	① <u>協力型臨床研修病院</u> (佐賀大学) ②協力施設 (好生館)
研修科目	①・②ともに地域医療	地域医療	①・②ともに地域医療

協力型臨床研修病院として指定手続きが必要

協力型臨床研修病院の指定継続について

協力型臨床研修病院の指定継続

【九州厚生局に確認した手続き】

- ・病院が移転し、協力型臨床研修病院として指定を受ける場合は、**新たに指定の手続き**を行うか、要件充足の審査を行ったうえで一定の要件を満たす場合に限り**指定を継続する取扱い**が可能。
 - ・新たに指定を行うと、手続きの関係で指定されていない空白期間が発生し、研修が実施できなくなる等の影響が研修病院・研修医に及ぶ可能性がある。
- 将来の地域医療を担う人材育成のためにも、研修医が地域医療の臨床研修を引き継ぎ受けることができるよう、**継続して公立佐賀中央病院を佐賀大学の協力型臨床研修病院としたい。**

協力型臨床研修病院の指定継続について

協力型臨床研修病院の指定継続

【指定継続に係る手続き】

- (1) 基幹型臨床研修病院（佐賀大学）が協力型研修病院の移転に係る報告書等を県に提出
- (2) 県が移転前後における同一性、協力型臨床研修病院の指定基準、地域医療の要件を満たすことを審査
- (3) 指定継続について地域医療対策協議会の了承 ← 今回の書面開催
- (4) 了承が得られた場合は、基幹型臨床研修病院に対して通知

<指定継続する場合のイメージ>



協力型臨床研修病院の指定継続について

基準適合の審査

書類 移転に係る報告書、臨床研修病院指定申請書、その他参考書類

審査項目・移転前後の同一性が認められるか。

- ・協力型臨床研修病院の指定の基準を満たしているか。
- ・地域医療の研修を行う要件を満たしているか。

<移転前後の状況>

	移転前		移転後
病院名称	多久市立病院	小城市民病院	公立佐賀中央病院
住所	多久市多久町1771-4	小城市小城町松尾 4100番地	多久市東多久町大字別府 3562番地
二次医療圏	中部	中部	中部
病床数	105	99	140
医師数	常勤8名 非常勤（常勤換算）1.8名 計9.8名	常勤8名 非常勤（常勤換算）0名 計8名	常勤20名 非常勤（常勤換算）2名 計22名
指導医数	3名	2名	6名
診療科	6	12	20
研修科目	地域医療	地域医療	地域医療

協力型臨床研修病院の指定継続について

審査結果について（報告）

【審査結果】

- ・移転前後における病院としての同一性又はそれ以上が認められる。
- ・協力型臨床研修病院の指定の基準を満たすことを確認した。（※）
- ・地域医療の研修を行う要件を満たすこと確認した。

※一部項目については、開院後に基準を満たす。

- 審査の結果、協力型臨床研修病院の指定継続に必要な要件を満たしている。
- このことにより、公立佐賀中央病院を協力型臨床研修病院として指定継続したい。